

平成29年 所沢市行政不服審査会の答申の内容について

| 番号 | 事件内容 | 根拠法 | 申立日 | 諮問日 | 答申日 | 答申内容 |
|----|--------------------------------|-------|------------|-------------|-------------|--|
| 1 | 保育所入所保留処分取消請求事件 | 児童福祉法 | 平成29年3月2日 | 平成29年6月2日 | 平成29年7月10日 | 保育所入所保留処分に係る本件審査請求のうち、処分庁が定める利用調整指数の見直し及び本件保育園等のいずれかへの入所の承諾を求めることに係る請求はいずれも不適法であるから却下し、その余の請求は理由がないから棄却するとの審査庁の意見は妥当である。 |
| 2 | 保育所等入所保留処分取消請求事件 | 児童福祉法 | 平成29年2月17日 | 平成29年6月2日 | 平成29年8月8日 | 保育所等入所保留処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。 |
| 3 | 保育所入所不承諾処分取消請求事件 | 児童福祉法 | 平成29年2月27日 | 平成29年6月30日 | 平成29年8月8日 | 保育所入所不承諾処分に係る本件審査請求のうち、本件保育園等のいずれかへの入所の承諾を求めることに係る請求は不適法であるから却下し、その余の請求は理由がないから棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。 |
| 4 | 保育所入所不承諾処分取消請求事件 | 児童福祉法 | 平成29年4月27日 | 平成29年7月25日 | 平成29年8月8日 | 保育所入所不承諾処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。 |
| 5 | 徴収金決定処分取消請求事件 | 生活保護法 | 平成29年5月29日 | 平成29年9月25日 | 平成29年11月22日 | 徴収金決定処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。 |
| 6 | 給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額決定処分取消請求事件 | 地方税法 | 平成29年7月20日 | 平成29年10月26日 | 平成29年11月22日 | 給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額決定処分に係る本件審査請求については、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の意見は妥当である。 |